

# 町長からのメッセージ 町民のみなさまへ重要なお願い

令和3年1月8日

龍郷町長 竹田 泰典

新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言を受けての  
対応について（お願い）

令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症の都市部を中心とした急速なまん延により、国は1都3県に緊急事態宣言を発出しました。また、鹿児島県は感染拡大地域への往来について、慎重な判断を県民に求めています。

このことを踏まえ、裏面のとおり、本町においては集団感染予防を強力に推進するため、緊急事態宣言対象地域からの同居家族や親族、友人などが帰来的た場合等において、不要不急の外出を2週間自粛し、健康観察を行って頂きますようお願いいたします。また、感染拡大地域※との往来についても慎重に判断し、移動する場合は、感染リスクの高い場所や場面を避けるとともに、移動先の自治体のホームページ等で最新の感染状況を確認して頂くようお願いいたします。

なお、期間については、国の緊急事態宣言の間とし、1月8日（金）より2月7日（日）までとしておりますが、状況により実施期間の変更等があれば、改めて周知致します。全国で新型コロナウイルス感染症が拡大している中での対応となりますので、町内での集団感染予防のため御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

※感染拡大地域とは、国の分科会が示している指標の内、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が、ステージⅢ（15人以上）又はステージⅣ（25人以上）の都道府県をいいます。

（以下いずれも令和3年1月6日現在）

ステージⅣ相当 栃木県・京都府・大阪府・宮崎県

ステージⅢ相当 岐阜県・愛知県・滋賀県・兵庫県・奈良県・広島県・福岡県・長崎県・沖縄県

お問合せ：役場保健福祉課 69-4514（直通）

## 国の緊急事態宣言を受けての感染予防推進のお願い

- 実施期間：令和3年1月8日（金）から2月7日（日）まで  
＊状況により実施期間の変更等があれば、改めて周知致します。
- 対応の流れ

緊急事態宣言対象地域

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県  
(令和3年1月8日現在)

＊今後対象地域が変更された場合は、同様の措置とします



ア 家族で上記対象地域へ旅行に行った場合

イ 家族や同居者が上記対象地域へ旅行や出張などで行き来した場合

ウ 上記対象地域に在住している家族や友人等が宿泊または滞在した場合

2週間は不要不急の外出を避け、体温測定などの健康観察を行ってください  
(起算日)

- ・ア・イは自宅に帰宅した日の翌日から2週間
- ・ウは宿泊・滞在した日の翌日から2週間

2週間後、健康状態を確認し、異常がなければ通常の生活に戻ってください

新型コロナウイルス感染拡大を予防するために、町民一人ひとりの心がけと御協力が必要です。マスクの着用や手洗いの励行や密閉・密集・密接を避けるなどの基本的な感染防止対策を実践頂くと共に、少しでも体調に不安を感じる場合には無理な行動を控え、まずは、かかりつけ医などに相談してください。

町全体で、新型コロナウイルス感染予防を行いましょう！



お問合せ：役場保健福祉課 69-4514（直通）